

令和6年2月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月23日（金） 9時00分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 12名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	7番	入鹿山 君徳
職務代理者	11番	中村 裕臣	委員	8番	欠席
委員	1番	河本 アツミ	委員	9番	鮫島 貞人
委員	2番	鮫島 繁樹	委員	10番	深田 広文
委員	3番	欠席	委員	12番	日笠山 昭代
委員	5番	中村 逸夫	委員	13番	古田 新一
委員	6番	山下 正	委員	14番	名越 直樹

4. 欠席委員 2名  
 3番 日高 仙三  
 8番 窪田 良二

5. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 報告第2号 合意解約等について
- 第 3 議案第6号 農地法第3条の規定による許可について
- 第 4 議案第7号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について
- 第 5 議案第8号 農地法第4条の規定による許可について
- 第 6 議案第9号 農地法第5条の規定による許可について
- 第 7 議案第10号 非農地証明について
- 第 8 議案第11号 あっせんについて
- 第 9 議案第12号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

## ○事務局

皆さんおはようございます。

本日は、3番委員、8番委員から欠席の届出が出ており、あと、G推進委員が少し遅れるということで連絡をいただいております。

それでは、定刻、定足数に達しておりますのでこれから令和6年2月西之表市農業委員会定例総会を開会します。

なお、会議中は、携帯電話電源をお切りになるかマナーモードに設定をお願いします。

また、退席するときは、議長の許可をもらってから退席してくださいませようお願いします。

それでは開会に当たり会長に御挨拶いただき、その後、議事進行をお願いします。

## ○会長

皆さんおはようございます。

本日は、皆さん御存じのように、天皇誕生日ということで、祝日でございますけれども、会場の都合上、西之表市農業委員会の定例総会を御案内しましたところ、委員の皆様、そして推進委員の皆様、出席をいただきましてありがとうございます。

この時期は、三寒四温とって3日寒いときが続き、4日温かい日が続くということですがけれども、最近はこの四温のほうが五温、六温ぐらいになって、暖かい日が続いております。これからだんだん暖かくなってきて、そろそろ、田んぼのしろあけの時期になってくるかと思っております。

また、能登半島の義援金につきましては、先月の定例総会で協議をしましてとおあり、皆さんの報酬の中から1,000円ずつ集めさせていただきまして、西之表市の農業委員会名で2月14日に、全国農業会議所の義援金の口座に振り込ませていただきました。ありがとうございました。少しでも復興の役に立ってほしいと思っております。

それから、いまだにインフルエンザまた新型コロナの患者がいるようでございますので、これまでどおり皆さん、外出から帰ったらうがい等をしていただきまして、体調の管理をしていただきたいと思います。

皆さんの協力で議事運営がスムーズになりますようによろしくお願いいたします。

簡単ですが挨拶とします。

## ○議長

それでは、本日の定例総会を開催します。

日程は配付しております日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

9番委員の鮫島貞人委員、10番委員の深田委員を指名します。

続きまして日程第2、報告第2号「合意解約等について」事務局の説明をお願いします。

## ○事務局

日程第2、報告第2号「合意解約等について」を説明します。資料は1ページです。

今月の合意解約は、1番から4番の4件で、台帳現況地目畑12筆、面積19,368平米の合意解約がありました。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

続きまして日程第3、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

#### ○事務局

日程第3、議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」を説明します。資料は2ページです。今月は、所有権移転2件の申請がありました。

1番です。国上校区湊地区です。現況地目畑の1筆で、面積751平米を売買により所有権移転するものです。

2番です。国上校区浦田地区です。現況地目、田の1筆で、面積1,082平米を、売買により所有権移転するものです。

以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。続きまして、担当委員からの報告をお願いします。まず、番号1番2番について、1番委員、お願いします。

#### ○1番委員

1番です。農地法第3条の規定による許可について、整理番号1番の報告をします。

2月19日13時に担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地確認をしました。

申請地は、8年ぐらい前から借りている畑で、譲渡人を買ってくれないかと頼まれたそうです。この畑の上のほうと下のほうが自分の畑なので、いずれ買うつもりだったので購入することにしたとのことでした。畑は、石が出て余りいい場所ではないのですが、いろいろな物を作ってみるということでした。現在はサトウキビを植えていました。

譲受人は、経営、技術、機械等、何ら問題もなく、許可相当と考えます。

譲渡人には電話で確認をとっております。

続きまして、整理番号2について報告します。

2月19日、12時20分、担当推進委員、譲受人立会いのもと、現地確認をしました。

国上の西浦海岸の近くの田浦で、10年前に中山間事業で基盤整備をした田です。父の代で購入していたのですが、自分が元気なうちに名義変更をしておこうと思いい今回に至ったということでした。

譲渡人には電話で確認をとりました。

譲受人は、経営、技術、機械等何ら問題もなく許可相当と考えます。

よろしくお願いします。以上です。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員から説明がありました。この件につきまして皆さんから質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

(挙手無し)

## ○議長

無いようですので、これから議案第6号「農地法第3条の規定による許可について」の採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第4、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」と、日程第5、議案第8号「農地法第4条の規定による許可について」の1番が関係ありますので、まとめて議案の説明をお願いします。

## ○事務局

日程第4、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の用途変更と、日程第5、議案第8号農地法第4条の規定に係る許可について」の1番が、関連がありますので、一括して説明します。資料は3ページから4ページです。

申請地は、榕城校区小牧野地区の1筆で、台帳現況地目、畑、面積、8,480平米のうち2,554平米で、分筆の予定となっています。

申請理由としましては、畜産経営規模拡大のため、申請地に牛舎、堆肥舎を整備したいとのことです。

農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地ですが、利用目的を畑から農業用施設用地への用途変更を行うものです。

周辺は、道路、畑、山林がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲の影響はないと思われま

す。資金調達については、補助金の利用となっており、交付決定がなされていることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。なお、農用地の転用となることから、本日の農業委員会定例総会後に、鹿児島県農業会議の定例常設審議委員会に進達し、許可相当の回答を受けた場合、許可指令書の交付となっております。

続きまして、「農地法第4条の規定に係る許可について」の2番を説明します。

場所は榕城校区上之原町地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積、2,386平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、申請人は、電気機械設備業を営んでおり、事業拡大に伴い、資材置場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備地区であることから、第2種農地のその他農地に該

当すると判断されます。

周辺は、道路、宅地、山林がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。以上で説明を終わります。

#### ○議長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。

続きまして、この件につきまして、13日に合同の現地調査が行われておりますので、議案第7号と議案第8号について、調査委員長の報告をお願いします。

#### ○12番委員

12番です。

去る2月13日、合同調査員をはじめ、申請人及び担当委員、担当推進委員、事務局、農林水産課職員立会いのもと、現地調査を実施しましたので報告します。

議案第7号と議案第8号の整理番号1については、関連がありますのであわせて報告します。

整理番号1についてです。申請地は、榕城小牧野地区で、農業振興地域の農地ですが、申請人は、畜産を主とする認定農業者です。

申請地は、農業振興地域の農用地区域内の農地ですが、変更理由が、牛舎を建てたいということで、申請どおり、用途変更及び転用を許可してもよいのではないかとということで意見の一致を見ました。

次に整理番号2についてです。申請地は、上之原地区の周辺に住宅のある第2種農地で、資材置場として利用しても、何ら問題はないと思われることから、申請どおり許可してもよいのではということで意見の一致を見ております。

以上皆様の御審議よろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明がありましたらお願いします。

また、「農業地域整備計画変更に係る意見について」と「農地法第4条の規定による許可について」の番号1について、14番委員、お願いします。

#### ○14番委員

14番です。調査委員長の報告どおりでございます。

#### ○議長

ありがとうございました。

整理番号の2は、私が担当ですので報告をします。

#### ○4番委員

ただいま調査委員長が報告したとおりでございます。審議方よろしく申し上げます。

#### ○議長

ただいま担当委員及び調査委員長から報告がありました。この件につきまして皆

さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いします。

**(挙手無し)**

**○議長**

それでは無いようですので、採決をしたいと思います。まず、議案第7号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、許可することに決定しました。

続きまして議案第8号「農地法第4条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は、許可することに決定しました。

続きまして日程第6、議案第9号「農地法第5条の規定による許可について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

**○事務局**

日程第6、議案第9号「農地法第5条の規定に係る許可について」を説明します。資料は5ページです。

1番です。下西校区上石寺地区です。台帳現況地目畑の1筆で、面積516平米を雑種地に転用するものです。

申請理由としましては、借人は、自動車整備業を営んでおり、申請地に整備用車両の駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農業振興地域整備計画において、農用地区域とされた区域内の農地です。この区域内では、農地転用は原則不許可であります、「原則不許可の例外」の「一時転用」の申請でありますので、3年後には、農地として復元することを条件に許可できるものです。

周辺は、畑、道路、宅地がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲の影響、被害はないと思われま

す。資金調達につきましては、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。また、先ほどの4条と同じく、農用地の転用となることから、本日の農業委員会定例総会後に、鹿児島県農業会議の定例常設審議委員会に進達し、許可相当の回答の場合、許可指令書の交付となります。

2番です。下西校区川迎地区です。台帳現況地目、畑の1筆で、面積、1,488平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、借人は、不動産建築業を営んでおり、申請地にコンテナハウスと駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、道路、畑等ありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書も提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達につきましては、融資証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。3番です。住吉校区下能野地区です。台帳現況地目、畑の2筆で、面積1,242平米を雑種地に転用するものです。

申請理由は、借人は、不動産、建設業を営んでおり、申請地に作業員及び作業用車両の駐車場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外で、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他農地に該当されると判断されます。

周辺は宅地、道路、原野がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。資金調達については、残高証明書により確認がとれており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われると思われま

す。以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。この件につきましても、13日に合同の現地調査が行われておりますので、「農地法第5条の規定による許可について」調査委員長の報告をお願いします。

## ○12番委員

12番です。議案第9号についても、2月13日、合同調査員をはじめ、申請人及び担当委員、担当推進委員、事務局職員立会いのもと、現地調査を実施しましたので報告します。

整理番号1についてです。申請地は、下西校区上石寺地区の農業振興地域内の農用地の農地であるため、本来の転用申請は許可出来ないところですが、緊急に整備車両の駐車場が必要になったことから、賃貸借契約で3年間を限度に一時転用申請するものです。調査の結果、許可相当ということで意見の一致を見ました。ただし、3年後の別の場所への移転については、危惧するところです。

次に、整理番号2についてです。申請地は、下西校区川迎地区の住宅に囲まれた第2種農地で、作業員宿舎を建てても、何ら問題ないと思われま

す。申請書類も整っており、調査の結果、許可相当ということで、意見の一致を見ました。次に整理番号3についてです。申請地は、住吉上能野地区の第2種農地で、近くに従業員の住居があることから、従業員の駐車場及び作業車両の駐車場を整備したく、賃貸借契約での転用申請をするものです。調査の結果、許可相当ということで意見の一致を見ました。以上皆様の御審議よろしくお願

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

整理番号1、2について11番委員をお願いします。

**○11番委員**

11番です。番号1につきましては、自動車整備業を営んでいますが、今まで使用していた駐車場が、作業員宿舎に使われることになったため、急遽、駐車場が必要となったことによる申請ということでした。

2番につきましては、調査委員長の報告どおりです。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

続いて整理番号3を6番委員、お願いします。

**○6番委員**

6番委員です。調査委員長の報告のとおり、別に問題もなく、許可相当であると思っております。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

ただいま担当委員から補足説明等ございました。この件につきまして何か質疑等ありましたら挙手でお願いします。

**○日笠山隆委員**

この1番ですけど、業者が、これ3年間限定で原状回復出来ない場合はどうなるのですか？

**○議長**

事務局、お願いします。

**○事務局**

原状回復が出来ない場合も違反転用扱いになります。3年間の一時転用の更新をもう1回してもらうか、通常転用の手続をとってもらう形になります。

農用地の除外ができるか農林水産課に確認しましたら、申請地が畑と畑の間にあるので、農用地区域からの除外が出来ないということです。もし代替地が見つからない場合は、そのまま更新していくことになることになります。3年後、一時転用の更新が出来なかったら農地に戻してもらわないと、違反転用という形になり、違反転用の処理をしていくことになります。

**○議長**

よろしいですか？

ほかにありませんか？

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、議案第9号「農地法第5条の規定による許可について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

## ○議長

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので本案は許可することに決定しました。

続きまして日程第7「議案第10号非農地証明について」を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

## ○事務局

日程第7、議案第10号「非農地証明について」を説明します。

資料は、6ページから8ページです。

1番です。榕城校区洲之崎地区です。

台帳地目は畑ですが、平成20年頃から耕作せず、現在は、原野となっております。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

2番です。同じく榕城校区洲之崎地区です。

台帳地目は、畑ですが、平成20年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

3番です。榕城校区松島地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和48年頃から耕作せず、現在宅地となっております。交付基準2に基づく申請です。

4番です。榕城校区上之原町地区です。

台帳地目は、畑ですが、昭和46年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

5番です。下西校区上石寺地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和50年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準2に基づく申請です。

6番です。国上校区中目地区です。

台帳地目は畑ですが、平成20年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

7番です。現和校区川氏地区です。

台帳地目は田ですが、平成10年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

8番です。安城校区平園地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和45年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

9番です。上西校区栢之峯地区です。

台帳地目は畑ですが、平成15年から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

10番です。上西校区横山地区です。

台帳地目は畑ですが、平成元年頃から耕作せず、現在、山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

11番です。上西校区横山地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在、雑種地となっております。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

12番です。榕城校区岳之田地区です。

台帳地目は畑ですが、昭和49年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の(イ)に基づく申請です。

13番です。榕城校区本立地区です。

台帳地目は畑ですが、平成20年頃から耕作せず、現在、原野となっております。交付基準1の(エ)に基づく申請です。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても13日に合同の現地調査が行われております。件数が多くて大変ですが、調査委員長報告をお願いします。

## ○12番委員

12番です。議案第10号について、2月13日、合同調査員をはじめ、申請人及び担当委員、担当推進委員、事務局職員立会いのもと、現地調査を実施しましたので報告します。

整理番号1についてです。申請地は、畑までの道もなく、その立地の悪さから、平成20年頃から耕作せず、現在は原野となっております。機械等も入れず、農地としての利用が困難なことから、交付基準1の(エ)に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号2についてです。申請地や畑までの道も狭く、機械等も入れず、平成20年頃から耕作せず、現在は原野となっております。交付基準1の(エ)に該当し、許可相当ということで、意見の一致を見ました。

整理番号3についてです。申請地は50年以上前から耕作せず、写真のとおり、倉庫及び宅地として利用されていることから、交付基準2に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号4についてです。申請地は50年以上耕作されず、写真の通り、申請人も畑の位置も分からないくらい山林化しており、交付基準1の(イ)に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号5についてです。申請地は、写真のとおり、自動車学校が出来たときから、教習所内の一部として利用され、雑種地となっていることから、交付基準2に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号6についてです。申請地は、申請人の実家の裏の高台にある畑で、その立地の悪さから、平成20年頃から耕作せず、現在は原野となっております。機械等も入れず、農地としての利用は困難なことから、交付基準1の(エ)に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号7についてです。申請地は、水の利用が困難な田んぼであったことから、25年以上耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の(イ)に該当するというので、意見の一致を見ました。

整理番号8についてです。申請地は、55年以上耕作されず、写真の通り、申請人も畑の位置も分からないくらい山林化しており、交付基準1の(イ)に該当し、

許可相当ということで、意見の一致を見ました。

整理番号9についてです。申請地は20年以上耕作されず、写真のとおり山林化しております。申請人も県外在住で、農地としての利用も見込めないことから、交付基準1の(イ)に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号10についてです。申請地は、平成元年より耕作されず、現在は、面積の大半が竹林となっていることから、交付基準1の(イ)に該当し、許可相当ということで意見の一致を見ました。

整理番号11です。申請地は、約40年耕作せず、竹林となっておりましたので、本来なら、交付基準1の(イ)に該当するところでしたが、本人の勘違いにより、竹を切り払い、現在は雑種地となっております。しかし、今後の農地としての利用は見込めないことから、交付基準1の(エ)に該当するという意見の一致を見ました。

整理番号12についてです。申請地は50年以上耕作されず、写真のとおり、山林化しており、交付基準1の(イ)に該当し、許可相当ということで、意見の一致を見ました。

整理番号13についてです。申請地は、平成20年頃から耕作されず、現況は原野となっております。一部低木等も茂っており、今後農地としての利用が見込めないことから、交付基準1の(エ)に該当するという意見の一致を見ました。

以上多数の案件ですが、皆様の御審議よろしく申し上げます。

#### ○議長

ありがとうございました。

本当に、件数多くて、朝早くから出て回っていただきました関係者の皆様本当にお疲れさまでございました。

ただいま調査委員長から報告がありました。この件につきまして担当委員からの補足説明ということで、番号1から4というところは私の担当です。件数が多いですので、簡潔に報告します。

#### ○4番委員

この1番2番につきましては写真を見て分かりますように、洲之崎の上のほうで道がありません。人間が歩いていくのがやっとで、その途中でちょっと野菜なんか作ってるところもありますけれども、あそこにどうやって耕したかっていうぐらいのところですよ。耕耘機が頭だけロータリーをつけて歩いて行くぐらいの道しかないところですよ。

3番は、今、調査委員長の言われたとおりです。

4番につきましては、山になっており、道もない場所で、自分のいるところがどこかも分からないというところで、いろんな機械を持っていきまして、大体この辺だろうという地形に合わせて、もうやっと探し出してしたところでした。以上です。

#### ○議長

それでは、整理番号5を11番委員お願いします。

#### ○11番委員

11番です。整理番号5については、調査委員長の報告と写真のとおりだと思います。

ます。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

整理番号6を1番委員お願いします。

**○1番委員**

1番です。調査委員長の報告の通り間違いありません。よろしくお願いします。

**○議長**

続きまして整理番号7を2番委員お願いします。

**○2番委員**

2番です。調査委員長の報告どおり、平成の未曾有の豪雨災害でため池が決壊して水がとれなくなり、それ以来、原野になっておりました。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

整理番号8を7番委員お願いします。

**○7番委員**

7番です。調査委員長の報告のとおり当日、現地調査に行きました。行く途中で  
もすごい道で現地調査に来る人も大変だろうということで、私が前日に草払いをして  
入れるような状況にしましたが、申請地はもう大変な状況でした。そういう所  
ですので、調査委員長の報告のとおり、許可相当と思います。以上です。

**○議長**

ありがとうございました。

整理番号9から10は担当委員が調査委員長ですので、報告は省略をしたいと思  
います。整理番号12番13番を14番委員お願いします。

**○14番委員**

14番です。12番、13番ともに調査委員長の報告どおりです。

**○議長**

ありがとうございました。

非常に案件が多いですけれども今調査委員長また担当委員からの補足説明があり  
ました。この件につきまして皆様から何か質疑等ありましたら挙手をお願いします  
す。

**(挙手無し)**

**○議長**

無いようですので、議案第10号「非農地証明について」の採決をします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

**(全員挙手)**

**○議長**

ありがとうございました。

全会一致で賛成ですので、本案は許可することに決定しました。

続きまして、日程第8、議案第11号「あっせんについて」を議題とします。事  
務局、説明をお願いします。

**○事務局**

日程第8、議案第11号「あっせんについて」を説明します。

資料は9ページです。

1番です。「貸したい」の申出です。

場所は安城校区川脇地区です。賃料は、標準額、10アール当たり9,000円を希望とのことです。

あっせん委員につきましては、7番 入鹿山君徳委員と、9番 鮫島貞人委員にお願いしたいと思います。

2番です。同じく「貸したい」の申出です。

場所は、国上校区湊地区です。賃料は相談に応じますとのことです。

あっせん委員につきましては、1番 河本アツミ委員、5番 中村逸夫委員にお願いしたいと思います。以上で説明を終わります。

### ○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。あっせんの件について何か皆さんから御意見ありませんか。

### ○1番委員

1番です。「貸したい」が出ていたので、前まで借りてた人のところに行って、「借りてくれませんか」ってお願いしたら、あそこはもう貸さないから返してくれって言われたそうなんです。お金の問題みたいで、そういうときはどうすればいいんですか？

### ○事務局

すいません。その件が、合意解約の3番と4番が関係しているのですが、以前貸してた農地を解約するというので、そのまましておくよりは、誰か借りてくれる人がいるのであれば、貸したほうがいいのではないかということで、今回あっせんの申出を受けたところでした。

1番委員のおっしゃったいきさつを自分が把握してなかったものですから…返してくれてというのはどういった内容だったのでしょうか？

### ○1番委員

別でお金が入ってくると、福祉からもらうお金の額が変わってくるということらしいです。それで、「もう貸さない、返してくれ」って本人が言ったそうです。

### ○事務局

そうしたら、あっせんの2番に関しては、もう一度事務局で、福祉にその経緯について確認させてもらいます。情報が整理でき、また、あっせんで動いていただくことになるのであれば、お知らせします。

### ○議長

よろしいですか？ほかにありませんか？

### ○9番委員

9番です。1番の件につきまして、朝、山口推進委員と一緒に現場を見てきました。場所的には水の便も去年まで作付してるのでいいんじゃないかということで、朝電話で2、3人当たりましたら、少し考えさせてくれということでしたので、また引き続き、あっせんしていきたいと思います。以上です。

## ○議長

はい。ほかにありませんか？

(挙手無し)

## ○議長

無ければ、あつせん委員になられた方はよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして日程第9、議案第12号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題とします。事務局、説明をお願いします。

## ○事務局

日程第9、議案第12号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を説明します。

所有権移転についてです。資料は10ページです。

1段目です。地目田、面積1,020平米、地目畑、面積2,833平米の合計面積3,853平米、所有権を移転する者1人、受ける者1人です。

内訳につきましては、11ページを詳細につきましては、12ページから13ページを御覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から、鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明します。資料は14ページです。

1段目です。期間が令和6年2月28日から令和11年2月27日までの5年間、地目畑、面積7,473平米、利用権の設定をする者2人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和6年2月28日から令和16年2月27日までの10年間、地目田、面積1,171平米、地目畑、面積87,112平米の合計面積88,283平米、利用権の設定をする者17人、受ける者1人です。

内訳につきましては、15ページを詳細につきましては、16ページから34ページを御覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。資料は35ページです。

1段目です。期間が令和6年2月28日から令和11年2月27日までの5年間、地目畑、面積、7,473平米、利用権の設定をする者1人、受ける者2人です。

2段目です。期間が令和6年2月28日から令和16年2月27日までの10年間、地目田、面積1,171平米、地目畑、面積87,112平米の合計面積、88,283平米、利用権の設定をする者1人、受ける者12人です。

内訳につきましては、36ページを詳細につきましては、37ページから52ページを御覧ください。

以上で説明を終わります。

## ○議長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました。

所有権移転の整理番号1について、12番委員、説明をお願いします。

## ○12番委員

12番です。

整理番号1について、2月19日、譲渡人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を行いましたので報告します。

譲渡人と譲受人は親子です。

譲受人は、上西校区池之久保在住の、たばこを主に作付する認定農家であります。少しずつ名義変更して、経営拡大をしているところです。

農業機械も一式そろっており、経営技術についても何ら問題ありませんので、許可相当と考えます。以上です。

## ○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員から報告がありました。この件につきまして皆さんから何か質疑等ありましたら挙手をお願いします。

(挙手無し)

## ○議長

無いようですので、これから議案第12号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

## ○議長

ありがとうございました。

## ○議長

全会一致で賛成ですので、許可することに決定しました。

以上をもちまして本日の議事は終了しました。

なお、毎回のことでございますけれども、農業委員会法第17条及び第20条において、「農業委員、推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする」となっておりますので、これまで同様よろしくお願いします。

会 長 \_\_\_\_\_ 印

9 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印

10 番 委 員 \_\_\_\_\_ 印